

平成 2 8 年清瀬市議会第 3 回定例会

市長提出議案

議案番号	議 案 名 等	概 要	議決日 結 果
議 案 第 5 0 号	平成 2 7 年度清瀬市一般会計歳入歳出決算	歳 入 総 額 29,449,223千円 歳 出 総 額 28,346,046千円 歳入歳出差引額 1,103,177千円	9月29日 認 定
議 案 第 5 1 号	平成 2 7 年度清瀬市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算	歳 入 総 額 10,105,978千円 歳 出 総 額 9,915,104千円 歳入歳出差引額 190,874千円	9月29日 認 定
議 案 第 5 2 号	平成 2 7 年度清瀬市下水道事業特別会計歳入歳出決算	歳 入 総 額 1,236,051千円 歳 出 総 額 1,219,460千円 歳入歳出差引額 16,591千円	9月29日 認 定
議 案 第 5 3 号	平成 2 7 年度清瀬市駐車場事業特別会計歳入歳出決算	歳 入 総 額 80,129千円 歳 出 総 額 78,938千円 歳入歳出差引額 1,191千円	9月29日 認 定
議 案 第 5 4 号	平成 2 7 年度清瀬市介護保険特別会計歳入歳出決算	歳 入 総 額 6,136,113千円 歳 出 総 額 5,843,493千円 歳入歳出差引額 292,620千円	9月29日 認 定
議 案 第 5 5 号	平成 2 7 年度清瀬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	歳 入 総 額 1,674,734千円 歳 出 総 額 1,667,691千円 歳入歳出差引額 7,043千円	9月29日 認 定
議 案 第 5 6 号	平成 2 8 年度清瀬市一般会計補正予算（第 3 号）	補正前の歳入歳出総額 28,697,100千円 補正後の歳入歳出総額 29,747,913千円 歳入総額 1,050,813千円 主なもの 地方特例交付金 3,825千円 地方交付税 37,470千円 国庫支出金 58,164千円 都支出金 30,000千円 財産収入 6,520千円 寄附金 1,664千円 繰入金 34,869千円 繰越金 692,301千円 市債 ▲24,000千円 歳出総額 1,050,813千円 主なもの 総務費 413,736千円 民生費 41,402千円 衛生費 9,480千円 土木費 1,664千円 消防費 1,890千円 教育費 36,990千円 諸支出金 545,651千円	9月29日 可 決

議 案 第 57 号	平成 28 年度清瀬市国民健康保険 事業特別会計補正予算（第 1 号）	補正前の歳入歳出総額 9,759,000 千円 補正後の歳入歳出総額 9,949,873 千円 歳入総額 190,873 千円 主なもの 繰越金 190,873 千円 歳出総額 190,873 千円 主なもの 諸支出金 190,873 千円	9月29日 可 決
議 案 第 58 号	平成 28 年度清瀬市下水道事業特 別会計補正予算（第 1 号）	補正前の歳入歳出総額 1,701,000 千円 補正後の歳入歳出総額 1,707,282 千円 歳入総額 6,282 千円 主なもの 繰越金 6,282 千円 歳出総額 6,282 千円 主なもの 諸支出金 6,282 千円	9月29日 可 決
議 案 第 59 号	平成 28 年度清瀬市介護保険特別 会計補正予算（第 1 号）	補正前の歳入歳出総額 6,328,000 千円 補正後の歳入歳出総額 6,617,620 千円 歳入総額 289,620 千円 主なもの 繰越金 289,620 千円 歳出総額 289,620 千円 主なもの 基金積立金 155,207 千円 諸支出金 134,413 千円	9月29日 可 決
議 案 第 60 号	平成 28 年度清瀬市後期高齢者医 療特別会計補正予算（第 1 号）	補正前の歳入歳出総額 1,742,000 千円 補正後の歳入歳出総額 1,748,044 千円 歳入総額 6,044 千円 主なもの 繰越金 6,044 千円 歳出総額 6,044 千円 主なもの 諸支出金 6,044 千円	9月29日 可 決
議 案 第 61 号	清瀬市コミュニティプラザ条例の 一部を改正する条例	時間単位使用施設を月単位使用施設として使用で きるように条例の一部改正を行うものです。 改正内容 「会議室 2」を時間単位使用施設から月単位使用施 設に変更します。	9月29日 可 決
議 案 第 62 号	清瀬市農業委員会の選挙による委 員の定数条例の一部を改正する等 の条例	農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）の改正に伴い、関連する条例を改める等の改正 を行うものです。 主な内容 1 清瀬市農業委員会の選挙による委員の定数条例	9月29日 可 決

		の一部改正 (1) 法律の改正により委員の選挙制が廃止されて市長による選任制となったため、条例の題名を改めます。 (2) 現在の委員構成は選挙による委員10人、推薦による委員4人で組織していましたが、改正により委員選挙を廃止して市長の選任による委員14人で委員会を組織できるように改めます。 2 清瀬市農業振興委員の設置及び運営に関する条例の廃止 (1) 法律の改正により農業振興委員が担っていた業務が農業委員の行う業務と重複するため、この条例を廃止します。 3 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正 (1) 農業振興委員の報酬項目を削除します。	
議 案 第 6 3 号	清瀬市立公園条例の一部を改正する条例	宅地開発により市へ寄附があった公園を児童遊園として規定するため、条例の一部改正をするものです。 設置する児童遊園 名 称 清瀬市中里三丁目児童遊園 位 置 清瀬市中里三丁目1086番5 面 積 500.69㎡	9月29日 可 決
議 案 第 6 4 号	清瀬市道の路線の認定について	開発による無償譲渡受け入れにより、新たに市道の路線を認定するものです。 清瀬市道3408号線 (中里一丁目、中里広場北西側) 清瀬市道3409号線 (中里三丁目、上清戸公園北側) 清瀬市道3410号線 (中里三丁目、すみれ保育園北側)	9月29日 承 認